

3 著作権教育の充実

著作権に関する高い意識や幅広い知識を身につけることは、今日ますます重要となっており、中学校や高等学校の学習指導要領においても著作権について取り扱うこととされています。

また、文化庁では、全国各地での講習会の開催や様々な人を対象とした教材の作成・提供を行っています。講習会については、国民一般、都道府県等著作権事務担当者、図書館職員・教職員を対象として毎年13カ所程度開催しています。教材については、児童生徒を対象とした著作権学習ソフトウェア、教職員を対象とした指導事例集、大学生や企業を対象とした映像資料、初心者向けのテキスト、著作権Q&Aデータベース「著作権なるほど質問箱」を文化庁ホームページ(参照：http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index_4.html)を通して広く提供しています。

このほかにも、関係機関・団体などが主催する著作権講習会への講師の派遣や、著作権教育の充実のため関係団体との連携の促進などを行う著作権教育連絡協議会を開催しており、平成21年度も引き続きこれらの施策を推進し、著作権に関する教育・普及啓発について一層の充実を図っています。



平成21年度著作権セミナー(大阪府)会場風景

4 国際的課題への対応

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、パソコンが1台あれば著作物のコピーなどが簡単にできるようになるとともに、インターネットを通じて、国境を越えた著作物の流通が活発に行われるようになりました。

文化庁では、このような現状に対応した適切な海賊版(違法複製物)対策と国際ルールの構築を積極的に推進しています。

(1) 海外における海賊版対策

アジア地域を中心に、近年、音楽やゲームソフト、アニメなどの我が国の著作物に対する関心が高まる一方で、それらを違法に複製した海賊版の製造・流通が深刻な問題になっています。

海外における海賊版の製造・流通を防ぐためには、我が国の権利者が、自ら侵害発生地において迅速に対抗措置をとることが不可欠です。

文化庁では、その環境を整備するため、次のような施策を積極的に実施しています。

- 二国間協議などの場を通じた侵害発生国・地域への取締強化の要請
- 欧米やアジア諸国から著作権行政担当者等を日本に招へいしたインターネット上の著作権侵害に関する国際会議の開催
- 著作権侵害対策ハンドブックの作成やセミナーの開催など、我が国権利者の諸外国における権利行使の支援
- アジア著作権会議の開催など、国際的なネットワークの構築
- 侵害発生国・地域の取締機関職員を対象としたトレーニングセミナー

(2) 国際ルールづくりへの参画

著作物は、貿易やインターネットを通じた送信などにより国境を越えて利用されるものであるため、多くの国において、条約に基づく国際的な保護が行われています。我が国は、「文化的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」(「ベルヌ条約」)、「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に

関する国際条約」(「ローマ条約」),「デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権に関する世界知的所有権機関条約」(WCT),「実演家及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」(WPPT)などの著作権関連条約の締結に加え, WTO加盟国として,「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(「TRIPS協定」)の履行義務を負っています。また,現在,「世界知的所有権機関」(WIPO)で検討が進められている「放送機関」や「視聴覚実演」の保護に関する新条約の議論にも積極的に参画しています。さらに我が国は,「模倣品・海賊版拡散防止条約」(ACTA)(仮称)の早期妥結を目指し,交渉に積極的に参画するとともに,自由貿易協定(FTA),経済連携協定(EPA)交渉などにおいて国際的な著作権保護の強化を働き掛けています。

第9節 社会の変化に対応した国語施策

1 国語施策の推進

国語は,国民の生活に密接に関係し,我が国の文化の基盤を成すものです。国語施策は,時代の変化や社会の進展に伴って生じる様々な国語の問題に対応して,より適切な国語の在り方を検討しながら,必要な改善を図ってきました。

(1) 国語施策の概要

国語に関する問題については,かつての国語審議会が中心となって検討を行い,様々な改善を図ってきました。具体的には,国語の表記に関して,一般の社会生活における「目安」や「よりどころ」として,「常用漢字表」,「現代仮名遣い」,「外来語の表記」などが答申され,内閣告示などによって実施されてきました。その後,国語審議会は,平成13年1月に文化審議会国語分科会として改組され,現在に至っています。

これら審議会の答申に基づく告示をはじめとする国語施策の普及と国語の改善のため,文化庁では,様々な取組を行ってきました。例えば,最近の国語施策についての情報などを提供するとともに,参加者から国語施策に対しての意見を頂くための「国語問題研究協議会」,「国語施策懇談会」を毎年開催しています。

また,平成14年5月から「国語施策情報システム」により,インターネットを通じて国語施策に関連する資料を提供しています(参照:<http://www.bunka.go.jp/kokugo>)。

なお,国語施策を進める上での参考とするために,平成7年度から毎年「国語に関する世論調査」を実施し,現代の社会状況に伴う日本人の国語意識の現状について調査しています。

図表2-7-33 国語審議会及び文化審議会(国語分科会)の主要な答申等と実施状況

①内閣告示・訓令となっているもの

国語審議会					
諮問	答申	内閣告示・訓令	諮問	答申	現在の内閣告示・訓令
1 国語ノ統制ニ 関スル件	当用漢字表(昭21.11)	→ 当用漢字表(昭21.11)	国語施策の改善の 具体策について (昭41.6)	→ 常用漢字表(昭56.3)	→ 常用漢字表(昭56.10)
2 漢字ノ調査ニ 関スル件	当用漢字音訓表(昭22.9) 当用漢字字体表(昭23.6)	→ 当用漢字音訓表(昭23.2) → 当用漢字字体表(昭24.4)		→ 現代仮名遣い(昭61.3)	→ 現代仮名遣い(昭61.7)
3 仮名遣ノ改定 ニ関スル件	現代かなづかい(昭21.9)	→ 現代かなづかい(昭21.11)		外来語の表記(平3.2)	→ 外来語の表記(平3.6)
4 文体ノ改善ニ 関スル件 (昭和10.3)				→ 改定送り仮名の付け方 (昭47.6)	→ 送り仮名の付け方(昭48.6)
	建 議				
	「送りがなのつけ方」 について(昭33.11)	→ 送りがなのつけ方(昭34.7)			
	ローマ字のつづり方の単 一化について(昭28.3)				→ ローマ字のつづり方 (昭29.12)

②内閣告示・訓令となっていないもの

国語審議会	
諮問	答申
新しい時代に 応じた国語施策の 在り方について (平5.11)	現代社会における 敬意表現(平12.12) 表外漢字字体表 (平12.12) 国際社会に対応する 日本語の在り方 (平12.12)

文化審議会国語分科会	
諮問	答申(文化審議会)
これからの時代に 求められる国語力 について(平14.2)	これからの時代に 求められる国語力 について(平16.2)
敬語に関する 具体的な指針の 作成について (平17.3)	敬語の指針(平19.2)

③現在審議中のもの

文化審議会国語分科会	
諮問	現 状
情報化時代に 対応する漢字政策 の在り方について (平17.3)	審議中

(2) 常用漢字表の見直し

パソコンや携帯電話などの情報機器の急速な普及によって、手書きできない字でも打ち出すことができるなど、私たちの文字環境は大きく変化しています。こうした状況に対応するため、平成17年3月に文部科学大臣から文化審議会に「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」が諮問されました。この諮問を受け、現在、文化審議会国語分科会では、「常用漢字表」の改定について審議を行っています。「常用漢字表」は昭和56年に制定されて以来30年近くにわたり、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す際の漢字使用の目安になってきたものです。

平成21年1月には「新常用漢字表(仮称)」に関する試案が取りまとめられ、その後同年3月から4月にかけて、広く一般からの意見を頂いた上で、試案の見直しが行われました。さらに、21年11月には、1945字の現行「常用漢字表」に追加する196字とその音訓と字体の案を含む「改定常用漢字表」に関する試案が取りまとめられ、同年11月から12月にかけて、2度目となる意見募集が実施されました。国語分科会では、寄せられた意見を参考にしながら、平成22年夏前ごろの答申を目指し、審議を続けています。

2 国立国語研究所

国立国語研究所は、独立行政法人という性格上、我が国の国語施策の立案に参考となる資料を提供するほか、我が国の国語、外国人に対する日本語教育に関する研究の中心的な役割を果たすため、様々なことに取り組んできました。具体的には、科学的な調査研究の実施・公表、広く一般を対象とした啓発図書の発行、公開事業の実施、さらには現代日本語の専門研究機関として内外研究機関との連携・

協力による国際シンポジウムの開催、大学院教育への参画などを行ってきました。

なお、国立国語研究所は、平成21年10月1日をもって、独立行政法人から大学共同利用機関法人人間文化研究機構に移管されています。

第10節 宗教法人制度と宗務行政

1 宗教法人制度の概要

現在、我が国には、教派、宗派、教団といった大規模な宗教団体や、神社、寺院、教会などの大小様々な宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っています。そのうち、約18万3,000の宗教団体が、宗教法人法に基づく宗教法人となっています(図表2-7-34, 図表2-7-35)。

宗教法人制度を定める宗教法人法の目的は、宗教団体に法人格を与え、宗教団体が自由で自主的な活動を行うための財産や団体組織の管理の基礎を確保することにあります。宗教法人制度は、憲法の保障する信教の自由、政教分離の原則の下で、宗教法人の宗教活動の自由を最大限に保障するため、所轄庁の関与をできるだけ少なくし、各宗教法人の自主的・自律的な運営にゆだねています。その一方で、宗教法人の責任を明確にし、その公共性を骨子として全体系が組み立てられています。

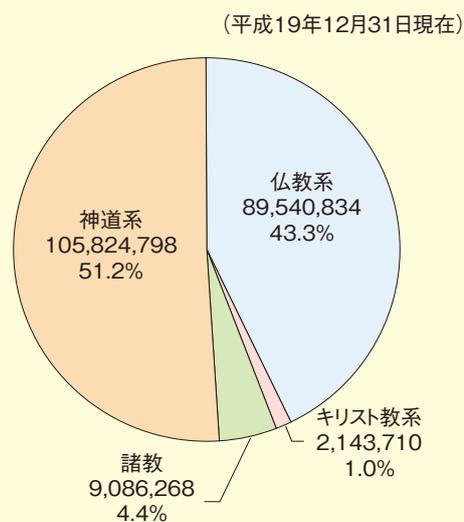
図表2-7-34 宗教法人数

(平成19年12月31日現在)

所轄	区分		包括 宗教法人	単 位 宗教法人	合 計
	系統				
文部科学大臣	神道系		128	85	213
	仏教系		154	262	416
	キリスト教系		60	239	299
	諸教		31	77	108
	計		373	663	1036
都道府県知事	神道系		6	85,228	85,234
	仏教系		11	77,282	77,293
	キリスト教系		8	4,108	4,116
	諸教		1	15,029	15,030
	計		26	181,647	181,673
合	計		399	182,310	182,709

(注) 1 文部科学大臣所轄：複数の都道府県に境内建物を有する宗教法人や当該法人を包括する宗教法人。
2 都道府県知事所轄：一つの都道府県内にのみ境内建物を有する宗教法人
(出典) 文化庁編『宗教年鑑』(平成20年版)

図表2-7-35 系統別信者数



(注) 信者の把握の基準は宗教団体により異なる。
(出典) 文化庁編『宗教年鑑』(平成20年版)

2 宗務行政の推進

(1) 宗教法人の管理運営の推進など

文化庁では、都道府県の宗務行政に対する指導・助言、都道府県事務担当者の研修会、宗教法人のための実務研修会などの実施、手引書や映像教材の作成などを行っています。

また、我が国における宗教の動向を把握するため、毎年度、宗教界の協力を得て、宗教法人に関する宗教統計調査を実施し、その結果を「宗教年鑑」としてまとめ、発行するほか、宗教に関する資料の収集や海外の宗教事情の調査などを行っています。



宗教法人実務研修会



宗教年鑑等

(2) 不活動宗教法人対策の推進

宗教法人の中には、設立後、何らかの事情により活動を停止してしまった、いわゆる「不活動宗教法人」が存在します。不活動宗教法人は、その名義が売買の対象となり、第三者が名義を悪用して事業を行うなど社会的な問題を引き起こすおそれがあり、ひいては、宗教法人制度全体に対する社会的信頼を損なうことにもなりかねません。

このため、文化庁と都道府県においては、不活動状態に陥った法人について、吸収合併や任意解散の認証により、また、これらの方法で対応できない場合は、裁判所に対して解散命令の申立てを行うことにより、不活動宗教法人の整理を進めています。

(3) 宗教法人審議会

宗教法人の信教の自由を保障し、宗教上の特性などに配慮するため、文部科学大臣の諮問機関として、宗教法人審議会が設置されています。

第11節 アイヌ文化の振興

文化庁では、以前から、文化財保護の観点によるアイヌ関係の文化財の指定などを行い、北海道教育委員会が行う事業への支援を行ってきました。平成9年5月、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等が置かれている状況を考慮し、アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が成立しました。

文部科学大臣・国土交通大臣は、同法の規定に基づく業務などを行う団体として(財)アイヌ文化振興・研究推進機構を指定し、同法人の行う事業に対して支援しています。同法人は、アイヌに関する研究などへの助成、アイヌ語の振興、アイヌ文化の伝承再生や文化交流、普及事業、優れたアイヌ文化活動の表彰及び、アイヌの伝統的生活空間(イオル)の再生事業などを行っています(図表2-7-36)。

図表2-7-36 事業体系図

